

那 霸 市 公 報

第 1 4 1 7 号
毎月 2 回 1, 1 5 日 発 行
発 行 所
那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号
那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

規 則

那 霸 市 事 務 分 掌 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (経 営 企 画 室) 564

告 示

平 成 1 7 年 (2 0 0 5 年) 8 月 那 霸 市 議 会 臨 時 会 の 招 集 に つ い て (総 務 課) 565

病 院 管 理 規 程

那 霸 市 立 病 院 診 療 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程 566

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

在 外 選 挙 人 名 簿 登 録 者 の 抹 消 に つ い て 568

選 挙 人 名 簿 の 縦 覧 場 所 に つ い て 568

在 外 選 挙 人 名 簿 の 縦 覧 場 所 に つ い て 569

規 則

那覇市規則第42号

平成17年 8 月 1 日

公 布 済

那覇市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市事務分掌規則の一部を改正する規則

那覇市事務分掌規則（1971年那覇市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第5条第8項第9号中「こと」の次に「(経営企画室の分掌事務に属するものを除く。)」を加える。

第6条第1項中第17号を第20号とし、第16号を第19号とし、第15号の次に次の3号を加える。

- (16) 土地開発公社の経営の健全化に関する計画の進行管理に関すること。
- (17) 土地開発公社の保有土地のうち本市が公用又は公共用に供することを予定しているもの以外の土地の取得に関すること。
- (18) 本市が取得した前号の土地の管理及び処分の総合調整に関すること。

別表経営企画部の項を次のように改める。

経営企画部	経営企画室	那覇軍港総合対策室 土地開発公社健全化推進室
	情報政策課	

付 則

この規則は、平成17年 8 月 1 日から施行する。

告 示

那霸市告示第 4 1 号
平成 17 年 8 月 1 日
掲 示 済

平成 17 年 (2005 年) 8 月那霸市議会臨時会の招集について

平成 17 年 (2005 年) 8 月那霸市議会臨時会を次のように招集する。

那霸市長 翁 長 雄 志

- 1 招 集 の 日 平成 17 年 8 月 10 日 (水)
- 2 招 集 の 場 所 那霸市議会議場
- 3 付 議 事 件 名
 - (1) 平成 1 7 年度那霸市一般会計補正予算 (第 2 号)
 - (2) 平成 1 7 年度那霸市下水道事業会計補正予算 (第 2 号)
 - (3) 専決処分の報告について (平成 1 7 年度市営住宅明渡等請求訴訟提起)
 - (4) 専決処分の報告について (車輛物損事故)
 - (5) 専決処分の報告について (那霸市火災予防条例の一部を改正する条例制定)

病院管理規程

那覇市病院管理規程第 10 号
平成 17 年 8 月 8 日
公 布 済

那覇市立病院診療規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市病院事業管理者
市立病院長 與 儀 實 津 夫

那覇市立病院診療規程の一部を改正する規程

那覇市立病院診療規程（平成15年那覇市病院管理規程第31号）の一部を次のように改正する。

第 3 条 中 第 2 項 を 第 3 項 と し、第 1 項 の 次 に 次 の 1 項 を 加 え る。

2 前項の規定にかかわらず、急病センターにおける診療の申込みは、受診の都度診療申込書（第 1 号様式の 2 ）を管理者に提出しなければならない。

第 1 号様式を次のように改める。

第 1 号様式

診 療 申 込 書

太線内のみ記入してください。

那覇市立病院

患者番号		申込年月日	平成 年 月 日
ふりがな		性 別	男 ・ 女
氏 名			
住 所	自宅 - 連絡先 職場 -		
保 護 者 又は 連 絡 先	氏名	(患者との関係)	
	住所	(電話 -)	
受診される科を で囲んでください。 1 内科 2 精神科 3 小児科 4 外科 5 整形外科 6 脳神経外科 7 皮膚科 8 泌尿器科 9 産婦人科 10 眼科 11 耳鼻いんこう科 12 リハビリテーション科 13 放射線科 14 麻酔科 15 歯科口腔外科			

第 1 号様式の次に次の様式を加える。
第 1 号様式の 2

診 療 申 込 書

那覇市立病院
急病センター

太線内のみ記入してください。

患者番号				申込年月日	平成 年 月 日
ふりがな				性 男 別 女	生 年 月 日 明・大・昭・平 年 月 日
氏 名					
住 所	自宅			-	
	連絡先				
保 護 者 又は 連 絡 先	氏名				(患者との関係)
	住所				(電話 -)
受診される科を で囲んでください。 1 内科 2 小児科 3 外科 4 整形外科 5 その他 ()					

第 3 号様式中「1 太線の中を記入の上、診察券及び保険証を添えて、入院当日 3 番入院受付窓口にお出してください」を「1 太線の中を記入の上、診察券及び保険証を添えて、入院当日に入院受付窓口にお出してください」に改める。

付 則
この規程は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 3 0 号
平成 1 7 年 8 月 2 日
掲 示 済

在外選挙人名簿登録者の抹消について

公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 3 0 条の 1 1 の規定に基づき、次の者を在外選挙人名簿から登録を抹消した。

那覇市選挙管理委員会
委員長 大 城 勝 夫

氏 名	抹消年月日	抹 消 の 理 由
當 間 洋 子	平成 1 7 年 8 月 2 日	国内に住民票が作成された 日後 4 ヶ月を経過

那覇市選挙管理委員会告示第 3 1 号
平成 1 7 年 8 月 1 5 日

選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 2 3 条第 2 項の規定により、平成 1 7 年 9 月 3 日（土）から同年 9 月 7 日（水）まで縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 大 城 勝 夫

縦覧場所 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 新都心銘苅庁舎 2 階
那覇市選挙管理委員会事務局

那覇市選挙管理委員会告示第32号
平成17年8月15日

在外選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第30条の7第1項の規定により平成17年9月3日から平成17年9月7日までに縦覧に供する在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面の縦覧の場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 大城勝夫

縦 覧 の 場 所

那覇市銘苅2丁目3番1号 新都心銘苅庁舎2階
那覇市選挙管理委員会事務局